

官庁施設の総合耐震診断・改修基準（平成8年版）【概要】

■目的・概要

官庁施設として必要な耐震性能の確保を図ることを目的に、地震災害及びその二次災害に対する安全性の評価及び耐震改修についての基本的事項を定めたものです。

■主な内容

- ・施設の位置・配置等の改善のための評価について
- ・構造体の耐震診断の方法について
- ・建築非構造部材の耐震診断の方法について
- ・建築設備の耐震診断の方法について
- ・施設の位置・配置等の改善について
- ・構造体の耐震改修について
- ・建築非構造部材の耐震改修について
- ・建築設備の耐震改修について

■主に使用する時期

- ・耐震改修工事の企画立案段階・設計段階、工事完成後（既存施設の運用段階）

■適用方法

<業務委託等を行う際の適用方法>

- ・耐震診断業務、耐震改修設計業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。

<業務実施時の適用方法>

- ・本基準に示された方法に基づき、耐震診断及び耐震改修設計を行います。

■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者、【設】設計者、に対する事項]

- ・耐震診断及び耐震改修を実施するにあたり、当該施設の耐震安全性の目標を提示する必要があります。【発】